

亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第8号

亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部を改正する規則

亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則（令和2年亀山市規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当</u>に関する条例（令和元年亀山市条例第11号。以下「条</p>	<p><u>亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当</u>に関する条例（令和元年亀山市条例第11号。以下「条例」とい</p>

例」という。)に基づき、会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関して必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給方法等)

第7条 [項を削る。]

[略]

2 [略]

3 [略]

(期末手当及び勤勉手当の支給対象外職員)

第9条 [略]

(期末手当及び勤勉手当の支給日)

第10条 条例第4条第1項の規則で定める日は、期末手当規則第21条の規定を準用する。

第11条 条例第4条第1項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。

(1)～(3) [略]

う。)に基づき、会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関して必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給方法等)

第7条 条例第2条第6項の規則で定める日は、翌月の15日(その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日に当たるときは、これらの日の前日)とする。

2 [略]

3 [略]

4 [略]

(期末手当の支給対象外職員)

第9条 [略]

(期末手当の支給日)

第10条 条例第4条第1項の規則で定める日は、期末手当規則第21条の規定を準用する。この場合において、期末手当別表第3中「12月10日」とあるのは「12月28日」と読み替えるものとする。

第11条 条例第4条第1項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。

(1)～(3) [略]

(4) その退職の後基準日までの間において、次に掲げる者となった者

ア 条例の適用を受ける職員（期末手当及び勤勉手当の支給対象者に限る。）

イ 亀山市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年亀山市条例第137号）の適用を受ける職員又は亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年亀山市条例第37号）の適用を受ける職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員であって、期末手当及び勤勉手当の支給対象者に限る。）

(期末手当等基礎額)

第13条 条例第4条第2項及び第5条第2項の規則で定める額（以下「期末手当等基礎額」という。）は、次に掲げる額とする。

(1) 及び(2) [略]

2 前項各号の規定により算定された期末手当等基礎額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる

(4) その退職の後基準日までの間において、次に掲げる者となった者

ア 条例の適用を受ける職員（期末手当の支給対象者に限る。）

イ 亀山市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年亀山市条例第137号）の適用を受ける職員又は亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年亀山市条例第37号）の適用を受ける職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員であって、期末手当の支給対象者に限る。）

(期末手当基礎額)

第13条 条例第4条第2項の規則で定める額（以下「期末手当基礎額」という。）は、次に掲げる額とする。

(1) 及び(2) [略]

2 前項各号の規定により算定された期末手当基礎額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるも

ものとする。

(在職期間の通算)

第16条 基準日以前6月以内の期間において、第11条第4号に掲げる者が条例の適用を受ける職員となった場合、その期間内においてそれらの者として勤務した期間は、前条第1項の在職期間に算入する。

2 前項の期間の通算については、前条第2項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。

(勤勉手当の支給割合)

第17条 条例第5条第2項に規定する割合は、次条に規定する職員の勤務期間による割合(同条において「期間率」という。)に第21条に規定する職員の勤務成績による割合(同条において「成績率」という。)を乗じて得た割合とする。

(勤勉手当の期間率)

第18条 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、期末手当規則別表第2に定める割合とする。

(勤勉手当に係る勤務期間)

第19条 前条に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間(第11条第2号に掲げる職員として在職した期間を除く。)

ものとする。

(在職期間の通算)

第16条 基準日以前6月以内の期間において、第11条第4号に掲げる者が条例の適用を受ける職員となった場合、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第1項の在職期間に算入する。

2 前項の期間の通算については、前条第2項の規定を準用する。

[条を加える。]

[条を加える。]

[条を加える。]

とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 期末手当規則第2条第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。第8号において「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業（期末手当規則第7条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間

(3) 休職にされていた期間（公務傷病等による休職者であった期間を除く。）

(4) 条例第2条第7項の規定により報酬の額を支給しない期間

(5) 負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかった期間から勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日及び給与条例第14条に規定する祝日法による休日等及び

年末年始の休日等（次号において「週休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間。ただし、市長の定める期間を除く。

(6) 勤務時間条例第17条の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(7) 勤務時間条例第17条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(8) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(9) 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その期間

第20条 第16条第1項の規定は、前条に規定する条例の適用を受ける職員として在職した期間の算定について準用する。

2 前項の期間の算定については、前

[条を加える。]

<p><u>条第2項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。</u></p> <p><u>(勤勉手当の成績率)</u></p> <p><u>第21条</u> 成績率は、<u>100分の51.25</u>の範囲内で、<u>任命権者が定めるものとする。</u></p> <p>(端数計算)</p> <p><u>第22条</u> [略]</p> <p>(この規則によることが困難な場合の措置)</p> <p><u>第23条</u> [略]</p> <p>(その他)</p> <p><u>第24条</u> この規則に定めるもののほか、<u>会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当</u>に関し必要な事項は、<u>任命権者が定める。</u></p>	<p>[条を加える。]</p> <p>(端数計算)</p> <p><u>第17条</u> [略]</p> <p>(この規則によることが困難な場合の措置)</p> <p><u>第18条</u> [略]</p> <p>(その他)</p> <p><u>第19条</u> この規則に定めるもののほか、<u>会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当</u>に関し必要な事項は、<u>任命権者が定める。</u></p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条後段を削る改正規定は、令和9年4月1日から施行する。